

別表 1-1 (ワンストップ相談窓口)【新規既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<p>岩泉町は「森と水のシンフォニー」と謳われており、水に恵まれた町として栄えている。</p> <p>「水の郷百選」に選出され、日本三大鍾乳洞として有名である「龍泉洞」は多くの観光客で賑わっている。観光業以外には、豊富な自然資源を活かした一次産業も盛んである。</p> <p>そうした魅力ある地域で、新たな担い手人材の発掘や創業希望者が創業に至るまでのフォローアップを行うため、岩泉町に創業支援担当者を配置するとともに、ワンストップ相談窓口を設け、町内各支援機関との連携体制を構築・強化することで、相談件数を年間10件名、創業者4件名を目標とする。また、これらの取組により、町の活気と地域性にあふれた地場産業の育成を図る。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数：10人 創業者数：4人 (当町の人口に、県内の策定済み市町村の計画における目標数の平均割合を乗じて算定) 当町人口9,402人×0.11%=10.34⇒10件、9,402人×県内平均0.03%=2.82⇒4件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>〈ワンストップ相談窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none">・町役場内に創業支援の総合相談窓口を設け、商工会、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、岩泉商工会の職員1人を窓口配置し、相談対応を行う。・岩泉町窓口では、町、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、町内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。(情報についてはHPでも公開)。・また、岩泉町は、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、岩泉商工会が実施する創業支援等事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。・創業支援のサイトを町HPに立ち上げ、施策一覧、創業支援機関一覧を掲載するとともに、お助けコーナーを設け、メールでの相談も受け付け、適宜専門家から回答することとする。・創業に必要な要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 <p>〈創業に必要な要素と各連携機関が担う役割〉</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地域資源の活用の仕方 岩泉町は、面積の93%である森林という豊富な自然資源を生かした第一次産業も盛んである。これらの地域資源を有効活用するため、岩泉町、商工会等が連携して創業支援にあたる。その際、既存の町内事業者と創業者とのネットワーク構築を図る。2. ターゲット市場の見つけ方 岩泉町が商工会、町内金融機関等と連携を図り、地域事情を加味した実情を情報提供する。3. ビジネスモデルの構築の仕方 岩泉町、商工会、町内金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施。4. 売れる商品・サービスの作り方 岩泉町が、商工会、専門家と連携し、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について
岩泉町、商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達の方法

岩泉町、商工会が、資金調達のアドバイスを行い、町内金融機関や日本政策金融公庫と連携して金融支援を行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、岩泉町が補助金交付や公的制度融資、利子補給を行う。

7. 事業計画書の作成

岩泉町、商工会が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。

8. 許認可、手続き

岩泉町が、担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイスを行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

岩泉町、商工会が創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

〈創業支援機関との連携〉

岩泉町は、各支援機関の支援体制や内容について情報交換を行うと共に、広報誌等への掲載により町内の創業希望者への周知を図る。
また、各支援機関の支援状況を把握し支援した創業希望者のその後の操業状況等を取りまとめ、必要に応じて各支援機関のフォローアップの対応について連携を図る。

〈特定創業支援等事業について〉

岩手県商工会連合会が開催する「創業塾」を年1回、全5コマの受講推奨を行い、講義のうち4回以上、1ヶ月以上継続して受講し修了証が交付された者を「特定創業支援等事業」を受けた者として岩泉町が証明書を発行する。

また、~~公益財団法人 いわて産業振興センター~~が開催する「~~さんりく未来創造塾~~」岩泉商工会が開催する「さんりくチャレンジ推進事業」で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を習得し、4回以上、1ヶ月以上継続して支援を受けたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、岩泉町が証明書を発行する。

〈各事業の共通事項について〉

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を岩泉町が把握することとし、創業希望者等に対するアンケート調査等により常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業希望者等に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等にて確認する。また、創業後についても、商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、岩泉町、岩泉商工会の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど広くPRする。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業希望者等に対しては、創業支援サービスを行わない。各支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・岩泉町経済観光交流課に、担当者1名を配置し、創業支援機関と連携した総合相談窓口を設置する。また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、各機関の窓口それぞれ配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。加えて、岩泉町の広報紙においても、相談窓口設置を幅広くPRしていくこととする。

- また、岩泉町のHPにおいてPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していくとともに、ネットでも相談対応ができるようにする。
- 必要な予算においては、町が手当てすることとする。
- 各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、岩泉町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、『創業支援カルテ』を作成し、創業支援機関と共有を図る。
- 創業支援機関との連携を密にするため、月に1度程度、各創業支援機関担当者との連絡会議（または資料配布）を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について、情報共有を行う。

計画期間

平成31年4月1日～令和~~5~~9年3月31日

別表 1-2 (空き店舗利活用事業)【新規既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<p>本町の中心市街地は、高齢化による廃業等により近年空き店舗が増加傾向にあり、活力低下の影響を及ぼしている。こうした中、創業・新規開業をしようとする人材を支援することで、空き店舗の活用、ひいては地域経済の発展、活性化に寄与するものと考えているところである。</p> <p>そこで、空き店舗に出店・創業に際し、改装費への補助を行うことで、空き店舗の活用・創業促進を図る。</p> <p>過去3年間の補助金活用の相談件数が概ね1～2件であったが、周知の徹底を図ることで、年間5件の相談件数を目標とする。</p> <p>また、同補助金を活用し創業を行うものは過去3年間の実績が1件であったが、周知の徹底等により年間1件の創業実現を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数：5人 創業者数：1人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>〈空き店舗利活用事業の実施〉【新規既存】</p> <ul style="list-style-type: none">・創業者が空き店舗へ出店する際の改装費に対し、補助金を交付する。(補助率2分の1、上限額30万円)。・創業支援とあわせ、まちなかの賑わい創出・商店街活性化を図る目的から、対象事業としては、店舗の1階部分を使用すること、道路から店舗用の物件の店舗部分へ直接出入りできる店舗とするなどを条件とする。・対象地区については、中心市街地等とする。・公序良俗に反し、または違法な行為を伴うものは事業対象外とする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none">・創業セミナーの受講者など、創業に意欲のある者に対象を絞り制度の周知を行うことで、より効果的に制度の活用を促進する。・その他、広く創業希望者に向け、制度周知の徹底を図るため、従来から行ってきた町広報紙の活用のほか、町ホームページへの掲載、空き店舗に係る不動産所有者にも情報提供し、その活用を図る。・町が定住促進、地域活性化のために開設している「空き家・空き地バンク」事業と連携して、住いの確保からトータルなフォローアップを行うことで、長期的に事業が継続できる支援体制を構築する。・金融機関等と連携し、運転資金や設備資金など、資金繰りの面での制度紹介や相談等を実施する。・当事業を活用し創業(出店)した者に対しては、年に1回以上、経営状況のフォローアップを実施する。
計画期間
平成31年4月1日～令和5-9年3月31日

別表 2-1 (創業塾の開催)【新規既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (岩手県商工会連合会)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 岩手県商工会連合会</p> <p>(2) 住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目3番8号</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 高橋 富一</p> <p>(4) 連絡先 担当：浅沼 電話019-622-4165</p>
創業支援等事業の目標
<p>過去2年の参加者は1人程度であるが、周知等の徹底により、参加者2人以上を目標とする。また、これまでの参加者のうち創業の意思を持つ者は概ね5割程度であり、受講後の創業へ向けたフォロー等を行うことにより、1人以上について、1年以内の創業を目指す。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数：2人 創業者数：1人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 〈創業塾の開催〉【特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業塾(5回程度)の開催例 第1回テーマ 【人材育成】創業の心構え、事業アイデア創出のポイント 第2回テーマ 【販路開拓】事業構想立案、成功事例と事業成功のポイント 第3回テーマ 【経営】ビジネスプラン作成のポイント、作成実習 第4回テーマ 【財務】作成プランの評価、事業計画と事業性評価 第5回テーマ 雇用創出助成事業、金融機関が見る評価ポイント、創業支援施策 <p>上記テーマでセミナーを開催し、金融機関とも連携して実効性の高い支援を行う。第5回では、金融機関等の支援策を知る機会を設けるとともに、先輩起業家との交流会を行うことで、創業へ向けたより具体的な段階を踏む場を用意する。</p> <p>セミナーを1ヶ月以上にわたり、4回受講し経営、財務、販路開拓、人材育成の全ての知識が身についた者については、特定創業支援等事業を受けた者とし、創業後も巡回等も含め事業計画に沿ったフォローアップを行う。計画から乖離した場合は、専門家と連携し、継続支援を行う。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の広報紙やHPも活用するなど、町と連携した広報活動を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後速やかに岩泉町に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
<p>平成31年4月1日～令和5年3月31日</p>

別表2-2 (さんりく未来創造塾の開催)【新規・特定創業支援等事業】

~~市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (公益財団法人 いわて産業振興センター)~~

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人 いわて産業振興センター (2) 住所 岩手県盛岡市北飯岡2-4-26 (3) 代表者の氏名 理事長 熊田 淳 (4) 連絡先 担当: 福島 電話019-631-3824
創業支援等事業の目標
常に変化し続ける経済環境の中、復興からその先の将来にわたり持続的な発展をするため、中小企業の経営者や商店街のリーダー等を対象に、複数の講師による伴走的な指導を行い経営者の資質を引き出すとともに、仲間と共に学び刺激し合うことで、自社そして地域のためにより大きな視点で構想・行動・挑戦するリーダーを育成する。 平成29年度受講：1名、平成30年度受講：2名、目標年度毎受講者：2名 (目標数) 創業支援対象者数：2人 創業者数：1人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 〈さんりく未来創造塾の開催〉【特定創業支援等事業】 参加者はプログラム全体を通じて「事業構想書」を策定します。 第1講【人材育成】リーダーシップ 第2講【経営】事業構想 第3講【経営】事業戦略 第4講【販路開拓】マーケティング 第5講【財務】財務 第6講 中間発表 第7講 発表会 さんりく未来創造塾を1ヶ月以上にわたり、4回受講し経営、財務、販路開拓、人材育成の全ての知識が身についた者については、特定創業支援等事業を受けた者とし、創業後も巡回等も含め事業計画に沿ったフォローアップを行う。計画から乖離した場合は、専門家と連携し、継続支援を行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・町の広報紙やHPも活用するなど、町と連携した広報活動を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後速やかに岩泉町に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

~~平成31年4月1日～令和5年3月31日~~

別表2-3 (さんりく地域新事業展開推進事業「協創の場」)【新規】

~~市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (公益財団法人 いわて産業振興センター)~~

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人 いわて産業振興センター (2) 住所 岩手県盛岡市北飯岡2-4-26 (3) 代表者の氏名 理事長 熊田 淳 (4) 連絡先 担当: 福島 電話019-631-3824
創業支援等事業の目標
別表2-2のさんりく未来創造塾の終了者等を対象として、岩手県沿岸地域を牽引する中核企業の育成を目的とし、産官学金及び首都圏企業などによる会議体「協創の場」を形成のうえ、岩手県沿岸市町村の企業が有する事業構想に対して助言・支援を行う。 平成29年度受講: 0名(開催なし)、平成30年度受講: 1名、目標年度毎受講者: 1名(目標数) 創業支援対象者数: 1人 創業者数: 1人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 〈さんりく地域新事業展開推進事業「協創の場」〉 首都圏企業、金融機関、大学機関、支援機関が参集した会議体「協創の場」において、事業構想への助言・指導、技術、知財、販路等の情報提案や連携・協力について応募事業者と一緒に検討する。 「協創の場」の開催前に事前指導を3回程度実施し、問題点の洗い出し、課題整理、事業構想のブラッシュアップをする。 開催後に、事後指導を6回程度実施し、事業化の促進を図る。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・町の広報紙やHPも活用するなど、町と連携した広報活動を行う。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成31年4月1日～令和5年3月31日

別表 2-4 (さんりくチャレンジ推進事業)【新規既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (岩泉商工会)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 岩泉商工会 (2) 住所 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中野40番地42 (3) 代表者の氏名 会長 八重樫 義一郎 (4) 連絡先 担当：田上 電話0194-22-3245
創業支援等事業の目標
岩手県沿岸12市町村で起業、第二創業、新事業進出の新たなチャレンジを希望する者を対象に、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、資金調達や販路開拓まで総合的に支援する「さんりくチャレンジ推進事業」を実施する。 平成29-令和元年度受講：0名、平成30-令和2年度受講：0名、目標年度毎受講者：1名 (目標数) 創業支援対象者数：1人 創業者数：1人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 a. (さんりくチャレンジ推進事業)【特定創業支援等事業】 ①起業等前の支援…起業者間や起業者と地域の事業者、支援機関・団体等との交流会を、地域別・業種別など多様な形態で開催し、交流・連携を促進する。 ②起業等に向けた支援…地域の支援機関・団体が、事業計画の策定や資金調達、経営力強化等について相談対応、助言・指導など寄り添い型の支援(ハンズオン支援)を行う体制を整備し、起業等希望者を支援する。 ③起業等に要する初期費用の補助…上記の支援を通じて、事業計画の熟度が十分高まったと判断される起業者等に対し、県が初期費用を補助し、起業等を後押しする。 ④資金調達の支援…クラウドファンディングの活用に係る助言・指導や説明会の開催等により、起業者等のクラウドファンディングによる資金調達を支援する。 ⑤起業後等の支援…協力企業等と連携し、起業者等をはじめとする沿岸事業者の首都圏等への紹介・PR、商品の売り込み、ビジネス商談会の開催など販路開拓を支援する。 1ヶ月以上にわたり、4回受講し経営、財務、販路開拓、人材育成の全ての知識が身についた者については、特定創業支援等事業を受けた者とし、創業後も巡回等も含め事業計画に沿ったフォローアップを行う。計画から乖離した場合は、専門家と連携し、継続支援を行う。 b. 【さんりく地域起業・新事業活動等支援費補助金】 「さんりく地域起業・新事業活動等支援費補助金」は、復興まちづくりに合わせたなりわいの再生を図るため、若者や女性をはじめとする、被災地域で起業や新事業への進出など新たなビジネス立上げにチャレンジしようとする方々が要する初期費用に対し、

県が支援する。

対象経費：備品購入費、広告宣伝費等

補助上限：200万円、補助率：一般の起業者等：2／3

若者・女性及び中心市街地において新たに事業を始める場合は5／6

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・町の広報紙やHPも活用するなど、町と連携した広報活動を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後速やかに岩泉町に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成31年4月1日～令和~~5~~9年3月31日